

[10] 特別障害給付金 **身** **知** **精**

| | |
|--------------|---|
| <p>概 要</p> | <p>国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない場合について、一定の条件を満たす場合に福祉的措置として給付されます。</p> |
| <p>対 象 者</p> | <p>(1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 (2)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日(※)があり、現在障害者基礎年金1級、2級相当の障害に該当する人。 ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された人に限られます。 なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。 また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。</p> <p>※初診日＝障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日</p> |
| <p>内 容</p> | <p>障害基礎年金1級に該当する人：月額51,450円(2級の1.25倍) 障害基礎年金2級に該当する人：月額41,160円 支払いは年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)です。 [注意] 1 給付額は毎年度物価の変動に応じて改定されます。 2 本人の所得によっては、支給が全額または半額、制限される場合があります。 3 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また、経過的福祉手当を受給されている人は、当該手当の受給資格は喪失します。 4 給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。</p> |
| <p>窓 口</p> | <p>総合窓口課 国民年金担当 電話：06-6992-1524、FAX：06-6994-1691</p> |